

入札公告

予算決算及び会計令第 7 5 条に基づき、次のとおり一般競争入札に付します。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び品目数 平成 3 0 年度上半期 医療用消耗品 H P C ロールエブロン 5 0 外 2 0 2 品目
- (2) 単価契約期間 平成 3 0 年 4 月 1 日 (日) ～ 平成 3 0 年 9 月 3 0 日 (日)
- (3) 納入場所 沖縄県宮古島市平良字島尻 8 8 8
国立療養所宮古南静園
- (4) 入札方法

- ① 入札金額については、(1) の医療用消耗品の単価について入札する。
- ② 入札者は、調達物品の本体価格の他、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額に見積るものとする。
- ③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 % に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額 (当該金額に小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする) を入札書に記載すること。
- ④ 開札の結果、各人の入札価格が予定価格を超過したときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号) 第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 2 8 ・ 2 9 ・ 3 0 年度の厚生労働省競争参加資格 (全省庁統一資格) において、「物品の販売 (医薬品、医療用品類) 」で A 、 B 等級又は C 等級に各付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に、虚偽の事実を記載してないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が、極端に悪化してないと認められる者であること。
- (6) 沖縄県内に本店又は支店が存在すること。
- (7) 予算決算及び会計令第 7 3 条の規定に基づき、当施設において定められた資格を有する者であること。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (1 0) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間 (⑤及び⑥については 2 保険年度) の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険 ② 健康保険 (全国健康保険協会が管掌するもの)
③ 船員保険 ④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険

3. 入札関係書類等に関する事項

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒 9 0 6 - 0 0 0 3 沖縄県宮古島市平良字島尻 8 8 8
国立療養所宮古南静園 会計班 医薬品担当 花城
0 9 8 0 - 7 2 - 5 3 2 1 (内線 2 1 5)

- (2) 入札説明書の入手方法及び交付期間

入手方法 国立療養所宮古南静園のホームページから入手可能
(<http://www.nhds.go.jp/~miyako/>)

交付期間 平成 3 0 年 2 月 2 2 日 (木) ～ 平成 3 0 年 3 月 2 3 日 (金)
(閉庁日を除く 9 時 0 0 分 ～ 1 7 時 0 0 分)

※インターネットに接続できない場合は、上記 (1) の場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はファクシミリによる入手申し込みは認められない。

- (3) 競争参加資格確認書類 (厚生労働省競争参加資格) 及び誓約書・申立書・自己申告書の提出期限

平成 3 0 年 3 月 2 3 日 (金) 1 7 時 0 0 分

- (4) 入札書の受領期限

平成 3 0 年 3 月 2 6 日 (月) 1 3 時 1 5 分
※郵送の場合は受領期限必着とし、受領の確認をする必要がある。

4. 開札の日時及び場所

開札 平成 3 0 年 3 月 2 6 日 (月) 1 3 時 3 0 分
場所 国立療養所宮古南静園 (総合棟 2 階 第 1 会議室)

5. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告 2 に示した競争参加資格を有することを証明する書類を、指定する期日までに提出しなければならない。また、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別紙様式に指定する暴力団に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。なお、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が (3) の誓約書を提出しなかった時、若しくは虚偽の誓約をし、誓約書に反することとなった場合には、当該者の入札を無効とする。

- (5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、最低入札落札方式をもっておこなう。本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であつて、予算決算及び会計令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) その他 詳細は入札説明書による。

入札説明書

国立療養所宮古南静園の医療用消耗品購入に係る入札公告（平成30年2月22日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男

2. 調達内容

- (1) 調達件名及び品目数 平成30年度上半期 医療用消耗品
HPCロールエブロン50 外202品目（別紙「品目内訳書」のとおり）
- (2) 単価契約期間 平成30年4月1日（日）～平成30年9月30日（日）
- (3) 納入場所 沖縄県宮古島市平良字島尻888
国立療養所宮古南静園
- (4) 入札方法

- ① 入札金額については、(1)の医療用消耗品の単価について入札する。
- ② 入札者は、調達物品の本体価格の他、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額に見積るものとする。
- ③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（当該金額に小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）を入札書に記載すること。
- ④ 開札の結果、各人の入札価格が予定価格を超過したときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意書を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売（医薬品、医療用品類）」でA、B等級又はC等級に各付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に、虚偽の事実を記載してないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が、極端に悪化してないと認められる者であること。
- (6) 沖縄県内に本店又は支店が存在すること。
- (7) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、当施設において定められた資格を有する者であること。（別紙－Ⅲ：自己申告書の提出）
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を

受け又は送検されていないこと。

- (10) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。(別紙Ⅱ:保険料納付に係る申立書の提出)

- ① 厚生年金保険 ② 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
③ 船員保険 ④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

4. 入札関係書類等に関する事項

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888
国立療養所宮古南静園 会計班 医薬品担当 花城
0980-72-5321 (内線215)

- (2) 入札説明書の入手方法及び交付期間

入手方法 国立療養所宮古南静園のホームページから入手可能
(<http://www.nhds.go.jp/~miyako/>)

交付期間 平成30年2月22日(木)～3月23日(金)
(閉庁日を除く9時00分～17時00分)

※インターネットに接続できない場合は、上記(1)の場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はファクシミリによる入手申し込みは認められない。

- (3) 競争参加資格確認書類(厚生労働省競争参加資格)及び誓約書・申立書の提出期限

平成30年3月23日(金) 17時00分

- (4) 入札書の受領期限 平成30年3月26日(月) 13時15分

※郵送の場合は受領期限必着とし、受領の確認をする必要がある。

- (5) 入札書及び委任状の提出方法

- ① 競争参加資格者の場合(本店の代表者が直接入札する場合)

入札書は別紙1の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号。)、宛名「国立療養所宮古南静園支出負担行為担当官殿」と記載及び「平成30年3月26日開札(HPCロールエプロン50外202品目)入札書在中」と朱書きしなければならない。本店の代表者が直接入札する場合は委任状の提出は要しない。

- ② 競争参加資格者以外の場合(各支店・営業所等)

- (ア) 支店長・営業所長が入札する場合(代理人)

入札書は別紙2の様式にて作成し、①に同じとする。委任状については、競争参加資格者からの委任状(別紙5の様式)を提出するものとする。

- (イ) 本店の社員が入札する場合(代理人)

入札書は別紙3の様式にて作成し、①に同じとする。委任状については、競争参加資格者からの委任状(別紙6の様式)を提出するものとする。

- (ウ) 支店・営業所等の社員が入札する場合(復代理人)

- ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 契約担当官は、提出された書類については、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。又、書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- ② 上記4(5)②(エ)に該当した入札書は無効とする。
- ③ 上記(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められる時は、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

(7) 落札者の決定方法

- ① 落札者の決定は、最低入札落札方式をもっておこなう。
- ② 本入札説明書4(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人等が直接くじを引けない場合は、入札執行事務に関係ない当園職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。

(8) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、延滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約相手に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 支払条件

別紙契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

品目内訳書（平成30年度上半期 医療用消耗品）

No.1 / 6

No	品名	規格	メーカー	予定数量
1	HPCローエフ°ロン50	686mm×1170mm ホイト 50枚×6本/箱	モレncyコーホ°レーション	94
2	JMS シリンジ°	JS-S10C 10mL 100本/箱	JMS	9
3	JMS シリンジ°	JS-S25C 2.5mL 100本/箱	JMS	3
4	JMS シリンジ°	JS-S20S 20mL 50本/箱	JMS	6
5	JMS シリンジ°	JS-S05C 5mL 100本/箱	JMS	4
6	JMS シリンジ° (マイクロ) G	JS-SM01C2613R 1mL 26G×1/2 100本/箱	JMS	2
7	JMS シリンジ° フ°ル°	JS-SB10C 10mL 100本/箱	JMS	18
8	JMS シリンジ° フ°ル°	JS-SB20C 20mL 100本/箱	JMS	2
9	JMS シリンジ° フ°ル°	JS-SB05C 5mL 100本/箱	JMS	16
10	JMS 注射針	JS-NR1838SP 18G×1 1/2°RB 100本/箱	JMS	38
11	JMS 注射針	JS-NR2232SP 22G×1 1/4°RB 100本/箱	JMS	2
12	JMS 注射針	JS-NR2332SP 23G×1 1/4°RB 100本/箱	JMS	2
13	JMS 注射針	JS-NS2719SP 27G×1 3/4°SB 100本/箱	JMS	2
14	PDS7°ラス縫合糸	PDP494G 4-0 45cm 逆三角形針13mm(12入)	ジ°ysonson・エンドジ°ysonson	3
15	PEG-Jカテ°テル 先端造影タイプ° (親水性ガ°イト°ワイ°セツト)	20Fr L-400 10mL 1セツト/箱	クリエ°トメデ°イック	5
16	PEG-Jカテ°テル 先端導子タイプ° (親水性ガ°イト°ワイ°セツト)	20Fr 40cm 10mL 1セツト/箱	クリエ°トメデ°イック	2
17	PEG-Jカテ°テル 先端導子タイプ° (親水性ガ°イト°ワイ°セツト)	16Fr 40cm 10mL 1セツト/箱	クリエ°トメデ°イック	2
18	PICCキツト	3Fr×45cmタイプ° シンガ°ルル°メンセルシンガ°ル°タイプ° 5キツト/箱	日本コウ°イデ°イエ°ン	2
19	PORTEX°気管切開チューブ° 8.0	100/510/080 スタンダ°ート°カフ 5本/箱	スミスデ°イカル	3
20	ア°カ°イル°ユニバ°ーサル°ハ°ブル°チューブ°	1本(30m巻)/箱	日本コウ°イデ°イエ°ン	12
21	アイソレーションガ°ウン	防水フ°ル° PE外 10枚/袋(3087535)	ハクゾ°ウメデ°イカル	27
22	アイボ°タンR (ガ°イト°ワイ°セツトなし) 20Fr 3.5cm	20Fr 3.5cm (ガ°イト°ワイ°セツトなし) 1キツト/箱	株式会社 トッブ°	2
23	アクリル エフ°ロン デ°イスペンサ°マ°ネツト式	エフ°ロン用 マ°ネツト付(ARD011)	モレncyコーホ°レーション	5
24	アクリル グ°ローブ° デ°イスペンサ°マ°ネツト式	グ°ローブ°用 マ°ネツト付(AGDM001)	モレncyコーホ°レーション	5
25	アクリル マスク デ°イスペンサ°マ°ネツト式	マスク用 マ°ネツト付(ADMM001)	モレncyコーホ°レーション	5
26	ア°クレア	1000ml		3
27	ア°テスト(EOG)滅菌用	50本入	スリ°エム	2
28	ア°テスト(オートクレフ°用)	50本入	スリ°エム	4
29	ア°フ°ゴ°ーズ° 8A-1015	10cm×15cm 8PLY 200枚/包	大和工場	5
30	ア°フ°ゴ°ーズ° 8A-5075	5cm×7.5cm 8PLY 200枚/包	大和工場	24
31	ア°フ°ゴ°ーズ° 8A-7575	7.5cm×7.5cm 8PLY 200枚/包	大和工場	34
32	ア°フ°ゴ°ーズ° 8Y-5060	5cm×6cm 8PLY 200枚/包	大和工場	2
33	アルコ°ル除菌ワイ°パ°°	60枚/個	サ°ライ	9
34	アルベ°ット手指消毒用	1L 噴射ホ°ンフ°付	サ°ライ	5

品目内訳書（平成30年度上半期 医療用消耗品）

No.2 / 6

No	品名	規格	メーカー	予定数量
35	インクリボン（60、ファイン）	D545fine60 60mm×300m 10巻/箱	トショー	2
36	インクリボンカセット トッパシラー	KS-100P用		2
37	エアロチャンバー・プラス 静電気防止タイプ	フーインジケータ付 マスク付キ大人用	アムコ	2
38	エキテック95 33g	24本入り	キャノンライフケアソリューションズ	2
39	エスアイエイト	100mm×100mm 50枚/箱 5号	アルケア	26
40	エチレンオキシド用吸収缶	KGC-10E0G 5個入	高研	2
41	エルプ スカルペル N011	FS11 20本入/箱	秋山製作所	2
42	エルプ スカルペル N015	FS15 20本入/箱	秋山製作所	2
43	エンゼルセット	(松吉24-2671-00)	松吉	2
44	エンゼルメイク メモリーシオン	6014 (松吉 23-6189-00)	松吉医療器	2
45	オーキューハンエコ L	OQEL 30mm×72mm 100枚/箱	ニチバン	8
46	オーキューハンエコ M	OQEM 21mm×70mm 200枚/箱	ニチバン	4
47	オーバーサイヤー型酸素カニューレ	フレアタイプ チューブ付 25個/箱	テレフレックスメディカルジヤパン	2
48	オプサイト IV3000リジッドハンドル	6cm×8.5cm	スミス&ニュー	2
49	カットガーゼ 平	30cm×30cm 300枚	大和工場	23
50	カットタンボン	3cm×15cm 2560枚	大和工場	2
51	カット綿	10cm×10cm 500g 1包	大和工場	2
52	カット綿	8cm×17cm 500g 1包	大和工場	20
53	カテリープ FSロール	50mm×10m 1巻/箱	ニチバン	2
54	カテリープ FSロール	100mm×10m 1巻/箱	ニチバン	2
55	カフレステープU（白色）	19mm×10m×12巻	ミリオン	2
56	カルテフォルダー（アローブリッジファスナー付）	CF-A4L-3W2B 27リッジタイプ 200枚/箱	日本ホップス	3
57	カンガルーボタンII	20Fr 3.5cm 3730-2035 1セット/箱	日本コグイデイエ	3
58	カンガルーボタンII	20Fr 4.0cm 3730-2040 1セット/箱	日本コグイデイエ	3
59	カンガルーボタンII用投与セット	持続投与セット 60cm 5本/箱	日本コグイデイエ	4
60	カスチェックスミ	酸化エチレンガス滅菌検知カート 250枚/箱	キャノンライフケアソリューション(株)	2
61	キムカート スタンダード 滅菌パック	KR-10 100mm×200m 1巻/ケース	ハリヤード・ヘルスケア	6
62	キムカート スタンダード 滅菌パック	KR-15 150mm×200m 1巻/ケース	ハリヤード・ヘルスケア	5
63	キムカート スタンダード 滅菌パック	KR-24N 240mm×200m 1巻/ケース	ハリヤード・ヘルスケア	2
64	キムカート スタンダード 滅菌パック	KR-05 50mm×200m 1巻/ケース	ハリヤード・ヘルスケア	5
65	キムカート スタンダード 滅菌パック	KR-07 70mm×200m 1巻/ケース	ハリヤード・ヘルスケア	2
66	キムタオル（4つ折り）	50枚×24束	日本製紙クレシア	10
67	クリーンチェック	150枚入/個	クリーンケミカル	2
68	グーディングアルカリ洗剤 10L	D6202 10L	グーディング・ジヤパン	4

品目内訳書（平成30年度上半期 医療用消耗品）

No.3 / 6

No	品名	規格	メーカー	予定数量
69	コーンカッター	Credo M-4 150mm (ナビス 8-2391-01)	アズワン	2
70	コーンカッター	Credo 替え刃 10枚/箱 (ナビス 8-2391-02)	アズワン	5
71	サージカルテープ-21N	No12 12mm×9m 24巻/箱	ニチバン	2
72	サージカルテープ-21N	No25 25mm×9m 12巻/箱	ニチバン	48
73	サージカルマスク	フリーサイズ ブルー 50枚/箱	サライ	440
74	サージカルのり落とし	SR100 100ml	ニチバン	2
75	サクロホ-ツライTL	10622	アルケア	2
76	サクロホ-ツライLL	10621	アルケア	2
77	サフィート 吸引カテーテル	10Fr (3.3mm) SF-SE1035R 50本/箱	テルモ	2
78	サライ シールドマスク (ゴム紐タイプ)	25枚/箱	サライ	2
79	サライサイト 除菌クロス	詰替 250枚入/袋	サライ	225
80	サライサイト 除菌クロス	容器 250枚入/缶	サライ	10
81	シャボネット ユム P-5	1kg泡ポンプ付 無香料 23358	サライ	150
82	シュカパー	FR-205 フリー 100枚/箱 (松吉 23-2944-00)	松吉医療器	3
83	シュアシールド SVセット	SV-S23EL 23G×5/8 タイプ 50セット/箱	テルモ	9
84	シュアシールド SVセット	SV-S22EL 22G×5/8 タイプ 50セット/箱	テルモ	4
85	シュアブ ラク 延長チューブ	SP-ET150L1SA ロックコネクター 15セット/箱	テルモ	15
86	シュアブ ラク 輸液セット (ポンプ・自然落下兼用)	SP-PF356P02 20滴≒1mL ロックコネクター 20セット	テルモ	2
87	シルティ 水のいらないもち泡洗浄	180mL	ケンコー	25
88	ジェイフイト 栄養ボトル	JF-FP060 600mL QL セットなし 5個/箱	JMS	35
89	ジェイフイト 栄養セット	JF-YSL35Q DEHPフリー QL カテーテルアダプタ 20本/箱	JMS	65
90	ジェイフイト 注入器	JF-SY20V 20mL イエロー 50本/箱	JMS	30
91	スーパ-キヤ5	18G S5×1・1/4"V (F) 50本/箱	メディキット	2
92	スーパ-キヤ5	22G S5×1・1/4"V (F) 50本/箱	メディキット	2
93	スーパ-キヤ5	24G S5×3/4"V (F) 50本/箱	メディキット	8
94	スキナー-ート スパット (SGS12) 12	12mm×7m 24巻入/箱	ニチバン	10
95	スキナー-ート スパット (SGS25) 25	25mm×7m 12巻入/箱	ニチバン	10
96	スキナー-ーカー	10本/箱 (松吉19-4200-00)	松吉医療器	2
97	スチームテープ	高圧蒸気滅菌工程表示テープ 18mm×54m 12巻/箱	キャノンライフケアソリューション(株)	2
98	スティンミルクDF	4Kg 4本/ケース 29014	クリーンケミカル	2
99	ステリストリップ	12mm×100mm 6本×50袋/箱	スリーエム	2
100	ステリストリップ	6mm×38mm 6本×50袋/箱	スリーエム	2
101	スワブ スティック ホットノード	M1本 60包/箱	リハテープ 製薬	2
102	スワブ パット イプロ	6000包入 (300包×20)	リハテープ 製薬	3

品目内訳書（平成30年度上半期 医療用消耗品）

No.4 / 6

No	品名	規格	メーカー	予定数量
103	セラム サンフ° チューブ°	胃管カテーダ°ブル標準型 4.0 (12Fr) 120cm	日本コ°イ°エン	8
104	セラム サンフ° チューブ°	胃管カテーダ°ブル標準型 4.0 (14Fr) 120cm	日本コ°イ°エン	7
105	セラム サンフ° チューブ°	逆止弁付タイ°スタンダ°ート° 16Fr 122cm 50本/箱	日本コ°イ°エン	2
106	セラム サンフ° チューブ°	胃管カテーダ°ブル標準型 4.0 (18Fr) 120cm	日本コ°イ°エン	7
107	セリン鍼（寸3-1） 赤	No1 (0.16) ×40mm 100本入/箱	セリン	10
108	ソフ°サン（アルキ°ネット創傷被覆材）	フラット 3号 10.0×10.0 10枚/箱	アルキ°	3
109	チューシヤハン	Mサイズ° 27mm×27mm 8枚×60袋/箱	ニチハン	4
110	テルフュージ°ン°ホ°ンフ°用輸液セット	TI-PU300LY 20滴 20セット/箱	テルモ	3
111	テルフュージ°ン°血小板輸血セット	TH-U701L 20滴 50セット/箱	テルモ	2
112	テルフュージ°ン°輸液セット	TI-U750P 20滴≒1mL ロックコネクター 50セット/箱	テルモ	12
113	デ°イスホ°オキシ°ン°ローブ°	TL-273T 5本/箱	日本光電	2
114	デ°イスホ°舌圧子	木製 滅菌済 200本入	滅菌センターミチ	2
115	デ°ュオ°アクティブ° ET	10×10 10枚/箱	コンバ°テック	2
116	トッパ° 吸引処置キット	吸引調節口付 10Fr 50cm 50キット×4箱/ケース	トッパ°	3
117	トッパ° 吸引処置キット	吸引調節口付 12Fr 50cm 50キット×4箱/ケース	トッパ°	72
118	ニューイメーシ° SFF（お好みカット）	57mm 5枚/箱 15003	ホリスター	8
119	ニューイメーシ° ロックンロール	57mm 10枚/箱 18193	ホリスター	18
120	ニューマット 帯なし厚口P管 2ッ折り	70mm×250m 無地 10巻/箱	ト°ショー	2
121	ニトリル手袋（粉なし）	L 200枚/箱	サライ	250
122	ニトリル手袋（粉なし）	M 200枚/箱	サライ	350
123	ニトリル手袋（粉なし）	S 200枚/箱	サライ	475
124	コ°ロ°吸引カテーテル 先端ワンダ°カット(2孔式)（調節バルブ°タイ°） 12Fr	12Fr 白 56cm 50本入/箱（NSC-12(TA2)）	コ°ロ°	2
125	ネフイード°ホ°タン型専用栄養チューブ°	L字タイ° 60cm 1本/箱	株式会社 トッパ°	4
126	ネスコスICカード° S	200枚入	ネスコス	7
127	ハイセ°カ°ーセ° 12P-4	7.5cm×7.5cm 12PLY 100枚/包	小津産業	25
128	ハイセ°カ°ーセ° N-平	25cm×25cm 200枚/包	小津産業	18
129	ハイト°ロサイト°プラス	標準タイ° 10×10 製品番号 66800679	smith&nephew	10
130	ハイト°ロサイト°プラス	標準タイ° 5×5 製品番号 66800678	smith&nephew	10
131	ハイト°ロサイト°ADシ°ェントル	12.5×12.5cm 10枚/箱 66800540	smith&nephew	3
132	ハイト°ロサイト°ADシ°ェントル	7.5×7.5cm 10枚/箱 66800538	smith&nephew	40
133	ハクソ°ウパ°ラスチックカ°ウン	親指フックタイ° フリー 12枚/箱 (3087538)	ハクソ°ウメデ°イカル	40
134	ハクイ（針捨てボ°ックス） 赤	1L 品番004-49158	イワキ	8
135	ハ°ワークイック予備洗浄ス°レー	500ml 12本/ケース	サライ	2
136	フランスタイ	7.5cm×9m 10巻/箱	ハクソ°ウメデ°イカル	33

品目内訳書（平成30年度上半期 医療用消耗品）

No.5 / 6

No	品名	規格	メーカー	予定数量
137	ブーセンサー	BBY 6245 (50枚入) p-00-s/50	メツ	5
138	ブーロードレーフ (穴あきタイプ)	600×600 RBD-66H6NW 10ハック/袋	アズワン	3
139	ブーロードレーフ (穴なしタイプ)	600×600 RBD-6060NW 10ハック/袋	アズワン	4
140	ブーリナーペーパー	No. 16 10巻/箱 HBP-PAPER-N016H	オムロン	3
141	ブーレザハックII 血液ガス測定用採血キット	23G×1 1/4 125単位 25キット/箱	テルモ	2
142	ブーロケアリムーバー	50枚入	アルケア	2
143	ブーロシエアローシーツ (グリーン)	No. 370 (370mm×36m) 1巻/箱	アズワン	55
144	ベノジエクトII ルーアタープターS	XX-MN2000S マルチプルタイプ 100本/箱	テルモ	2
145	ベノニートル 30g	70S	ノボ ノルディスク ファーマ	16
146	ホワイトキャップ	6-8648-01 100枚/箱	ナビス	2
147	メテイカルクリーナーBOX	MCB4		10
148	メセイセフチップ	MS-GC30 30個/箱	テルモ	20
149	メセイセフフィットチップ	MS-FC030 30個/箱	テルモ	2
150	メセイセフ針 (ファインタッチ専用)	MS-GN4530 30本/箱	テルモ	22
151	メビテルワン	10×18cm 10枚/箱	メンリッケヘルスケア	11
152	メビレックス ライト	10×10cm 5枚/箱 284100	メンリッケヘルスケア	2
153	メンティップ 病院用綿棒	1本×400袋/箱 1P1503	日本綿棒	2
154	モイスキンパッド 1515 (滅菌済) 30袋入	15cm×15cm 1枚パック×30入/箱	白十字	10
155	モイスキンパッド 7510 (滅菌済) 60袋入	7.5cm×10cm 1枚パック×60入/箱	白十字	3
156	モイスキンパッド Mini (滅菌済) 30袋入	4.5cm×4.5cm 1枚パック×30入/箱	白十字	5
157	ラボランシリコンチューブ	2×4 ナビス (9-869-05)	アズワン	2
158	ラボランシリコンチューブ	4×6 ナビス (9-869-07)	アズワン	2
159	レーザーフリタ用2方薬袋 (無地)	2000枚/箱 A4 210×297mm	高園産業	2
160	レーザーフリタ用2方薬袋 横マチ付 (無地)	500枚/箱 A4 210×297mm	高園産業	2
161	レーザーフリタ用2方薬袋 (無地)	2000枚/箱 A5 148×210mm	高園産業	2
162	レーザーフリタ用2方薬袋 (無地)	2000枚/箱 B5 182×257mm	高園産業	2
163	ワンタッチロール	5cm×3m 10巻/箱	白十字	12
164	ワンタッチロール	7.5cm×3m 5巻/箱	白十字	12
165	うがい用紙コップ	FR-283 150mL 1000個/箱 (松吉 23-3793-00)	松吉医療器	3
166	おしぼり太郎専用ロール	エンボス加工タイプ 80g 24ロール/箱		10
167	ふきとりアイコトン	2枚パック 40包×12個/4箱/ケース	川本産業	5
168	胃瘻交換用カテーテル (ゼロフラット)	16Fr 5mL オレンジ 2セット/箱	クリエトメディック	4
169	胃瘻交換用カテーテル (ゼロフラット) 20Fr	20Fr 5mL イエロー 2セット/箱 全長225mm	クリエトメディック	3
170	医療用廃棄物容器 (リスポール)	BH-H20K 20L	アズワン	115

品目内訳書（平成30年度上半期 医療用消耗品）

No.6 / 6

No	品名	規格	メーカー	予定数量
171	医療用廃棄物容器（リスポール）	BH-E50K 50L	アスワン	240
172	花王 ソフティハンドローション	550mL	花王	20
173	気管吸引用キット	10mL 50本/箱	住友ヘルライト	2
174	気管切開チューブホルダー	100/503/200 10本/箱	スミスディカル	8
175	吸いとる歯ブラシ	3本 ピンク・イエロー・ブルー各1本	新鋭工業	17
176	胸部ドレーン用カテーテルセット(心膜及び胸腔穿刺用)	C-PCS-700-TORONTO-042997	COOK JAPAN株式会社	3
177	口腔カスプレー	(ナビス7-1165-01) 50ml	ナビス	5
178	口腔カ綿棒	300本入/個	川本産業	3
179	口腔カ綿棒	50本入 (ナビス 8-7793-02)	ナビス	2
180	高濃度用酸素マスク	No.5-01 成人用チューブなし (10個入)	アスワン	2
181	採血針・ホルダー同梱セット	MN-HD2238MS 100セット/箱	テルモ	2
182	死後処理用品 セーフティセット	アプリアーセット (松吉 20-2840-01)	松吉医療器	2
183	紙パン	No.9-10 9mm×10cm×10	ニチパン	2
184	手術用手袋 レジラップN	6.5 50双	カネト	2
185	手術用手袋 レジラップN	7.0 50双	カネト	2
186	手術用手袋 レジラップN	7.5 50双	カネト	2
187	伸縮ネット包帯 レテタイ 4号	3.2cm×25m ホワイト	日本シグマックス	2
188	伸縮ネット包帯 レテタイ 5号	5.5cm×25m ホワイト	日本シグマックス	6
189	伸縮包帯 サポートテックス	4号 (10.0cm×4.5cm)	アルファ	4
190	親水性カイトワイヤ (2.4m)	0260610 ジェジュナル用 1本/箱	富士システムズ	5
191	生検トランプ	BP-30F 3.0mm 20本/箱	ガイインダストリーズ	2
192	生検トランプ	BP-40F 4.0mm 20本/箱	ガイインダストリーズ	2
193	生検トランプ	BP-60F 6.0mm 20本/箱	ガイインダストリーズ	2
194	生検トランプ ロングタイプ	BP-L40K 4.0mm 20本/箱	ガイインダストリーズ	2
195	洗浄用ボトル シャワースト	グリーン (松吉23-6285-00)	松吉	5
196	中濃度用酸素マスク	No.4-1 成人用 チューブ付 10袋/箱	ブルークロス	2
197	電子体温計 C205	ET-C205S (ナビス8-9483-11) 1本入	テルモ	5
198	閉鎖式導尿バッグ (クロスドレイ)	モノロー 6162MF 14Fr 10セット/箱	アスワン	2
199	滅菌プレートP	Yカット 7.5cm×7.5cm 100袋/箱	大和工業	2
200	綿球	No20 50g×10袋/箱	大和工場	2
201	綿棒 外科用	#103 15cm×100本×10P	大和工場	2
202	綿棒 産科用	#104 15cm×20本×10P	大和工場	2
203	与薬リヤケース	A5サイズ (ナビス 0-904-02)	ナビス	30

誓約書

☐ 私

☐ 当社

は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１ 誓約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

誓約書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 誓約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 30 年 ○月○日

住所（所在地） 沖縄県○○市○○字○○ ○-○-○○

商号又は名称 ○○○○株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○ 代表者印

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。
※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 年 月 日

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 3 0 年 〇月〇〇日

住所（所在地） 沖縄県〇〇市〇〇字〇〇 〇－〇－〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 代表者印

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

自己申告書

下記の内容について誓約致します。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 厚生労働省から指名停止の処置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

自己申告書

下記の内容について誓約致します。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 厚生労働省から指名停止の処置を受けている期間中でないこと。
- （２） 過去１年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- （３） 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- （４） 前記１から３について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 3 0 年 〇月〇〇日

住所（所在地） 沖縄県〇〇市〇〇字〇〇 〇－〇－〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 代表者印

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

入札書（第 回目）

平成３０年 ３月２６日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

件名	平成３０年度上半期 医療用消耗品 ＨＰＣロールエプロン５０ 外２０２品目
----	---

入札金額	別紙単価入札書のとおり
------	-------------

入札説明書及び契約書等を全て熟知のうえ、上記のとおり入札します。

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

入札書（第 1 回目）

平成 3 0 年 3 月 2 6 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

件名 平成 3 0 年度上半期 医療用消耗品
H P C ロールエプロン 5 0 外 2 0 2 品目

入札金額 別紙単価入札書のとおり

入札説明書及び契約書等を全て熟知のうえ、上記のとおり入札します。

住所（所在地） 沖縄県〇〇市〇〇字〇〇 〇－〇－〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 

入札書（第 回目）

平成３０年 ３月２６日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

件名 平成３０年度上半期 医療用消耗品
H P C ロールエプロン５０ 外２０２品目

入札金額 別紙単価入札書のとおり

入札説明書及び契約書等を全て熟知のうえ、上記のとおり入札します。

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

支店又は営業所

代理人氏名

入札書（第 1 回目）

平成 3 0 年 3 月 2 6 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

件名 平成 3 0 年度上半期 医療用消耗品
H P C ロールエプロン 5 0 外 2 0 2 品目

入札金額 別紙単価入札書のとおり

入札説明書及び契約書を全て熟知のうえ、上記のとおり入札します。

住所（所在地） 沖縄県〇〇市〇〇字〇〇 〇-〇-〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 代表者印

支店又は営業所 〇〇〇〇株式会社△△支店（営業所）

代理人氏名 支店長（所長） △△ △△ 代理人印

入札書（第 回目）

平成30年 3月26日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

件名 平成30年度上半期 医療用消耗品
HPCロールエプロン50 外202品目

入札金額 別紙単価入札書のとおり

入札説明書及び契約書を全て熟知のうえ、上記のとおり入札します。

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

入札書（第1回目）

平成30年 3月26日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

件名 平成30年度上半期 医療用消耗品
HPCロールエプロン50 外202品目

入札金額 別紙単価入札書のとおり

入札説明書及び契約書を全て熟知のうえ、上記のとおり入札します。

住所（所在地） 沖縄県〇〇市〇〇字〇〇 〇－〇－〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 

代理人氏名 △△ △△ 

入札書（第 回目）

平成３０年 ３月２６日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

件名 平成３０年度上半期 医療用消耗品
H P C ロールエプロン５０ 外２０２品目

入札金額 別紙単価入札書のとおり

入札説明書及び契約書を全て熟知のうえ、上記のとおり入札します。

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

複代理人氏名

入札書（第 1 回目）

平成 3 0 年 3 月 2 6 日

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

件名 平成 3 0 年度上半期 医療用消耗品
H P C ロールエプロン 5 0 外 2 0 2 品目

入札金額 別紙単価入札書のとおり

入札説明書及び契約書を全て熟知のうえ、上記のとおり入札します。

住所（所在地） 沖縄県〇〇市〇〇字〇〇 〇－〇－〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 

複代理人氏名 △△ △△ 

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

委任者（競争参加者） 住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

受任者（代理人） 住所（所在地）

支店又は営業所

代理人氏名

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関すること
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
4. 契約代金の請求及び受領に関すること
5. 復代理人の選任に関すること
6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間

平成30年 3月26日 ～ 平成30年 9月30日

受任者(代理人)使用印

受任者使用印

委任状

平成 3 0 年 3 月 2 6 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

委任者（競争参加者） 住所（所在地） 沖縄県〇〇市〇〇字〇〇 〇－〇－〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 代表者印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

受任者（代理人） 住所（所在地） 沖縄県〇〇市〇〇字〇〇 〇－〇－〇〇

支店又は営業所 〇〇〇〇株式会社△△支店

代理人氏名 支店長 △△ △△ 代理人印

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関すること
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
4. 契約代金の請求及び受領に関すること
5. 復代理人の選任に関すること
6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間

平成 3 0 年 3 月 2 6 日 ～ 平成 3 0 年 9 月 3 0 日

受任者(代理人) 使用印



委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

委任者（競争参加者） 住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

受任者（代理人） 住所（所在地）

商号又は名称

代理人氏名

委任事項 「平成30年度上半期 医療用消耗品 HPCロールエブロン50 外202品目」の
入札に関する一切の権限。

委任期間 平成30年 3月26日

受任者(代理人)使用印

受任者使用印

委任状

平成30年 3月26日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

委任者（競争参加者） 住所（所在地） 沖縄県〇〇市〇〇字〇〇 〇-〇-〇〇
商号又は名称 〇〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

受任者（代理人） 住所（所在地） 沖縄県〇〇市〇〇字〇〇 〇-〇-〇〇
商号又は名称 〇〇〇〇株式会社
代理人氏名 △△ △△ 

委任事項 「平成30年度上半期 医療用消耗品 HPCロールエブロン50 外202品目」の
入札に関する一切の権限。

委任期間 平成30年 3月26日

受任者(代理人)使用印

受任者使用印


委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

受任者（代理人）

住所（所在地）

支店又は営業所

代理人氏名

私は、 を （競争参加者）
の復代理人と定め、平成30年3月26日貴園において執行される「医療用消耗品」の入札に関する下
記の権限を委任します。

記

委任事項 「平成30年度上半期 医療用消耗品 HPCロールエプロン50 外202品目」の
入札に関する一切の権限。

委任期間 平成30年 3月26日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

委任状

平成 3 0 年 3 月 2 6 日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 大石 和男 殿

委任者（代理人） 住所（所在地） 沖縄県〇〇市〇〇字〇〇 〇－〇－〇〇
支店又は営業所 〇〇〇〇株式会社△△支店
代理人氏名 支店長 △△ △△ 代理人印

私は、 □□ □□ を 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 （競争参加者）
の復代理人と定め、平成 3 0 年 3 月 2 6 日貴園において執行される「医療用消耗品」の入札に関する下
記の権限を委任します。

記

委任事項 「平成 3 0 年度上半期 医療用消耗品 H P C ロールエプロン 5 0 外 2 0 2 品目」の
入札に関する一切の権限。

委任期間 平成 3 0 年 3 月 2 6 日

受任者（復代理人）使用印



医療用消耗品単価契約書（案）

医療用消耗品の購入について、支出負担行為担当官 国立療養所宮古南静園事務長 □□ □□（以下「甲」という。）と
□□□□□□ □□□□□□ □□ □□（以下「乙」という。）は次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約金額）

第2条 乙が納入する物品の品目・規格及び単価は、別紙単価表のとおりとする。

2 単価表中の消費税等額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の8
2及び72条の83の規定に基づき契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

3 本契約期間中に市価に著しい変動があると認めるときは、甲・乙協議のうえ単価を変更することができる。

（契約期間）

第3条 この単価契約期間は次のとおりとする。

自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日

（契約保証金）

第4条 この契約にかかる契約保証金は免除する。

（契約履行の場所及び期限）

第5条 乙は、甲が指示する数量を指示された日時に指定された場所に納入し、甲の事業運営に支障をきたさないものとする。

2 乙は、甲が指示した物品について、その数量の全部を指定された日時にまでに納入することが困難な場合は、直ちにその旨を甲に届け出て、その指示に従わなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第6条 乙（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に定める中小企業者）は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲（国の支出負担行為担当官等）の承諾を得ずに、第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

一 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

三 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入場所、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決

算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

- 4 乙は、第1項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときには、速やかにその旨を、書面により甲に届けなければならない。

（所有権移転前の損害の負担）

第7条 物品を甲の指定する場所に納入し、第8条に規定する検査を完了するまでの間において物品上に生じた損害については、その損害が甲が負うべき重大な過失による場合の外は、甲はその補償の責任を負わない。

（納入及び検査）

第8条 乙は契約物品を納入しよとするときは、その旨を甲に通知した後、甲の指定する場所に搬入しなければならない。搬入に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 乙が搬入を終了したときは、甲は遅滞なく立ち会いのうえ現品を確認し、指定の場所に納入させるものとする。
- 3 甲は納入のあった日から10日以内に検査を完了しなければならない。
- 4 検査完了後、甲は物品の引き渡しが完了した旨を乙に通知しなければならない。

（不合格品の引き取り）

第9条 物品の性質・構造・形状はすべて仕様又は見本のとおりであって、甲の検査に合格するものでなければならない。検査の結果、不合格の場合は取替えなければならない。

- 2 前項の取替えをした場合であっても納期に遅れることはできない。
- 3 検査のため物品の性能・形状を変じ、又は消耗した場合でもその損失はすべて乙の負担とし、契約数量中にこれを算入しない。

（納入前の調査）

第10条 甲は必要がある場合は、乙の事務所及び契約物品の製造又は保管場所を視察して必要な指導監督を行い、関係書類を調査することができる。

（過納品の引き取り）

第11条 納入物品に不合格又は過納品があった場合は、甲の指定した期間内に乙はこれを引き取らなければならない。もし、引き取らないときは、甲はこれを他所に運搬することもあり、この場合乙はこれを拒むことができないのみならず、この費用及び甲が受ける損害を負担するものとする。

（納入期限の延伸）

第12条 乙の責に帰する事由により納期までに納入を完了することができない場合で、納期後に納入する見込のあるときは、甲は乙から遅滞料を徴収して納期を延長することができる。

- 2 前項の遅滞料は、納期の翌日から起算して履行した日までの日数に応じて、1日につき遅滞となった部分に相当する額に対して、100分の1の率により算出した額とする。
- 3 天災、その他乙の責に帰したい事由により、納期内に物品を納入することができないときは、納期日までに乙はその事由を詳記して納期の延長を請求することができる。甲はその事由が正当と認めた場合はこれを許可し納期を延長することができる。

（契約代金の支払の時期及び方法）

第13条 乙は物品納期後、月分をとりまとめ甲に請求書を提出する。

- 2 甲は前項の適法な支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「支払期日」という。）以内に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第14条 甲は前条第2項の期限内に支払をしないときは、支払期日の翌日から起算し支払する日までの日数に応じて、未払金額に対し年2.7%の割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。ただしその額が100円未

満のときは支払わない。

(かし担保責任)

第15条 甲は第5条の納入日から1年間は、乙に対して納入物品のかしの補修、又は補修にかえ代替品の納入もしくは損害賠償を請求することができる。

2 前項のかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、前項に定める期間は5年間とする。

(甲の解除権)

第16条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙が納期までにこの契約を履行する見込がないとき。

二 乙がこの契約の規定に違反したとき。

三 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑の容疑により、公訴を提訴されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む）。

四 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第2項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第49条の第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。

五 前4号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反したことにより、契約の目的を達することができないと認められるとき。

(乙の解除権)

第17条 乙は甲が契約に違反したことにより、納入が不可能となったときは、この契約の全部もしくは一部を解除することができる。

(損害賠償)

第18条 甲は第16条の規定により契約を解除した場合において損害を生じたときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。

2 乙は第17条の規定により契約を解除したときは、乙が直接受けた損害額を甲に請求することができる。

3 前2項によるほか、別に法令（製造物責任法等）の規定がある場合にはその法令の規定によるものとする。

(賠償金)

第19条 乙はこの契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず賠償金として、甲に生じた実際の損害額又はこの契約が第3条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額（契約期間を定めない場合は契約代金額）の10分の1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第16条の第3号の刑が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

三 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

四 公正取引委員会が乙に対して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 乙は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第20条 甲は本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が該当公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、該当排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、該当納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の100分の10に相当する額のほか、請負（金額）の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第22条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若

しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為。
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- 五 その他前各号に準ずる行為。

（表明確約）

第25条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請けが数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手をいう。）以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第26条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第27条 甲は、第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することはしない。

- 2 乙は、甲が第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第28条 乙は、自ら又は下請負人が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第29条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第30条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第31条 第30条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(瑕疵担保)

第32条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

(紛争等の解決方法)

第33条 この契約について甲・乙間に紛争又は疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持ってその解決にあたるものとし、なお解決できない場合は必要に応じて甲・乙協議の上選定した者に調停を依頼する。

- 2 この契約に定めのない事項については必要に応じて甲・乙協議して定める。

上記の契約締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年 4月 2日

甲 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 □□ □□

乙 □□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□
□□□□□□□□ □□ □□